

平成23年度税制改正大綱 ～法人税～

平成23年税制改正大綱が、政府の閣議決定をへて平成22年12月16日に公表されました。その改正内容のうち、法人税の改正の概要についてお知らせいたします。

1. 法人税率の引き下げと課税ベースの拡大

(1) 法人税率

- 法人税の基本税率が現行の30%から**25.5%**に引き下げられます。
- また、中小企業の軽減税率は3年間の措置として18%から**15%**に引き下げされるとともに、現行の本則税率を22%から**19%**に引き下げられます。

法人税率について次の通り引き下げ、法人の平成23年4月1日以後に開始する事業年度について適用します。

	現 行		改 正 案	
		年800万円以下		年800万円以下
普通法人	30%	—	25.5%	—
中小法人	30%	22% (18%)	25.5%	19% (15%)
公益法人等、協同組合等(単体)及び特定の医療法人(単体)	22%	(18%)	19%	(15%)
協同組合等(連結)及び特定の医療法人(連結)	23%	(19%)	20%	(16%)
特定の協同組合等の特例税率(年10億円超)	26%		22%	

- ※ 中小法人には、一般社団法人等及び人格のない社団等を含みます。
 - ※ 「現行」欄のカッコ内は、租税特別措置法により平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に修了する事業年度に適用されています。
 - ※ 「改正案」欄のカッコ内は、租税特別措置法により平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度に適用します。
- なお、中小法人、公益法人等、協同組合等及び特定の医療法人の平成23年4月1日以前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、経過措置として現行の租税特別措置法による税率を適用します。

(2) 減価償却

- 減価償却制度について、定率法の償却率が定額法の償却率の2.5倍から2.0倍に縮小されます。

減価償却制度について、平成23年4月1日以後に取得をする減価償却資産の定率法の償却率は、定額法の償却率を2.0倍した数(現行2.5倍した数)とします。
なお、改定償却率及び保証率についても所要の整備を行います。

- ※ 定率法を採用している法人が、平成23年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度において、同日からその事業年度終了の日までの期間内に減価償却資産の取得をした場合には、現行の償却率により償却することができる経過措置が講じられます。
- ※ 現行の償却率による定率法を採用している減価償却資産について、平成23年4月1日以後最初に修了する事業年度の申告期限までに届出をすることにより、その償却率を改正後の償却率に変更した場合においても当初の耐用年数で償却を修了することができる経過措置が講じられます。

(3) 欠損金の繰越控除

- 欠損金の繰越控除制度について、中小法人等を除き、控除限度額をその事業年度の繰越控除前の所得金額の100分の80%相当額に制限されます。
- これに伴い欠損金の繰越期間が9年とされます。

欠損金の繰越控除制度等について、次のとおり見直しを行います。

① 欠損金の繰越控除制度における控除限度額

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度及び青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度における控除限度額について、その繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額とします。

これに伴い、次の措置が講じられます。

(イ)中小法人等については、現行の控除限度額を存置します。

(注)中小法人等とは、次の法人をいいます。

- ・普通法人のうち、各事業年度修了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの(相互会社等、相互会社等の100%子法人及び資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人の100%子法人を除きます。)
- ・公益法人等
- ・共同組合等
- ・人格のない社団等

この改正は平成23年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

② 欠損金の控除期間

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間及び青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越期間を9年(現行7年)に延長します。

これに伴い、次の措置が講じられます。

(イ)これらの欠損金が生じた事業年度の帳簿書類の保存が適用要件とされます。

- (口) 法人税の欠損金額に係る更正の期間制限が 9 年 (現行 7 年) に延長されます。
(八) 法人税の欠損金額に係る更正の請求期間が 9 年とされます。

(4) 貸倒引当金

- 貸倒引当金制度の適用法人が銀行、保険会社その他これらに類する法人及び中小企業等に限定されます。

貸倒引当金制度について、**適用法人を銀行、保険会社その他これらに類する法人及び中小法人等に限定**します。

なお、これらの法人以外については、現行法による損金算入限度額に対して、平成 23 年度は 4 分の 3、平成 24 年度は 4 分の 2、平成 25 年度は 4 分の 1 の引当を認める等の経過措置が講ぜられます。

(5) 寄附金

- 一般の寄附金の損金算入限度額が現行の 2 分の 1 の水準に引き下げられます。

一般の寄附金の損金算入限度額について、**資本金等の額の 1000 分の 2.5 相当額と所得の金額の 100 分の 2.5 相当額との合計額の 4 分の 1** (現行 2 分の 1) に、資本等を有しない法人の場合には所得の金額の 100 分の 1.25 (現行 100 分の 2.5) 相当額にそれぞれ引き下げられます。

2 . 雇用促進税制

- その年度中に従業員のうち雇用保険一般被保険者の数を 10 % 以上かつ 5 人以上 (中小企業者等は 2 人以上) 増加させる等の要件を満たす法人について、増加 1 人当たり 20 万円の税額控除ができる制度が創設されます。

青色申告書を提出する法人で公共職業安定所に雇用促進計画の届出を行ったものが、**平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度**において、**前事業年度に比して、10 % 以上かつ 5 人以上 (中小企業者等は 2 人以上) 雇用保険一般被保険者の数が増加した場合**、一定の要件の下、**法人税額の 10 % (中小企業者等は 20 %) を限度に、増加した雇用保険一般被保険者に 20 万円を乗じた金額を税額控除**できます。